

# 第一回定期大會順序

- 一、開會ノ辭
- 二、議長副議長ノ選舉及ビ書記ノ任命
- 三、各種委員ノ任命
- 四、友誼團體ノ祝辭祝電
- 五、本部報告
- 六、各種報告
- 七、議事
- 八、役員ノ改選
- 九、各支部有志ノ演說
- 十、閉會ノ辭

## 議事(草案)

### (一) 大會宣言

今や我が國の支配階級は總ゆる勢力を動員して反動的彈壓と不當拘束を重疊し我が無産階級を攪亂し分割せんが爲めに必死的努力を傾倒してゐる。斯如き支配階級の組織的彈壓の意圖は新興無産階級の政治的擡頭を抑壓し且つ總ゆる階級戦線を無力たらしめると同時に最高度の搾取形態である國家資本トラストの結成に依て彼等自身の安定と最後の發達を計らんとしてゐるのである。

然るに此狂暴なる攻勢に對抗する無産階級は不斷の闘争を續け來るにも拘らず經濟戦線に於て、政治戦線に於て至る所に蹂躪されてゐる。此事實は我が國に於ける階級戦線が凡ゆる分野を通じて如何に微力なるかを如實に語るものにして我等はかくる現下の事態を顧る時無産階級の統一と充實は愈々急務であることを痛感する、同時に勞働大衆の切實なる經濟闘争を閉却し没頭し來つた極左翼指導精神は必然に集中すべき勢力を分散せしめ統一さる可き戦線を分裂せしめたるを明かに認識する。

我等はかくる空虚なる理論と行動は徒らに反動的彈壓を高め反つて大衆を分離せしむるものと認め絶對に排撃するものである、言ふまでもなく階級闘争の前衛隊としての勞働組合は組織の擴大と充實を計るを目的とする、故に日常の經濟闘争に主力を注ぎ理論を實踐化することに依て未組織大衆の階級意識を喚起し漸次闘争意識を尖鋭化せしめつゝ全面的階級闘争に展開すべきである、我等はかくして無産階級の統一を可能ならしめる。

本組合は創立日尚ほ淺く七ヶ月に滿たざれば以上の精神に基き東電内部の一般従業員の情勢を洞察して政策と戦術を樹立し遂に待遇改善其他幾多の要求を戦ひとつた。而して今や彼の極左分裂主義者と資本家の壓迫を我が主張の下に完全に克服せしめ飛躍的發展を遂げたのである。

今過去半歳の運動過程を顧るの時現實主義政策と戦術は特殊社會形態をもつ我が國無産階級解放運動の最も正しき道程と確信する。

我等はかくる意識の下に飽く迄でも客觀的實情に對する正確なる認識に基き當面の任務遂行のため有効果敢に闘争せんとす。而して全國的電氣労働者並び公産業労働者の大同團結を計り社會改造の歴史的使命に向つて邁進するものである。

昭和三年五月三十日

### 東電従業員組合第一回定期大會

#### (二) 待遇改善ニ關スル運動方針

【理由】 諸君！ 五六十になつても尙且つ暴虐な資本家の下に牛馬の如くこき使はれてゐる者はこれを忍ばなければならぬ逆境にあるからだ、此の人々が今首になつたならば明日の生命の糧を何處に求めることが出来るか、我々は深く此事を考へなければならぬ、之れは當然資本家として將來の生活を保證するため養老金を支出すべきである。

【具體案】 勤続年限に應じ最低五百圓以上の特別手當を支給せよ。

(ホ) 下級社員待遇改善ノ件 (北部第二支部案)

【理由】 社員といふ美名(?)の下に拘束されてゐる下級社員の生活は實に悲惨である。これらの人々と雖も頭腦労働者と筋肉労働者との表面の差こそあれ無産者たる立場に於て同一である。故に我々の待遇改善と共に下級社員の待遇改善も併せて要求すべきである。わけて備員より社員となつた者は備員時代の勤続年限を打切り其後滿三年を経過しなければ退職手當は支給されない、かくる欺瞞は飽く迄も改正させなければならぬ。

【具體案】 月給八十圓以下の者に對しては毎年五圓以上の定期昇給制度を設けよ。

備員より社員となつた者の退職手當は備員時代の勤続年數を推算して支給せよ。

(ハ) 兵役ニ關スル件 (北部第一支部案)

【理由】 國家義務として兵役に服する者に對して資本家は當然給料を支給すべきである。また現役に服する者が除隊後失業することは不合理である。

【具體案】 豫備後備及び戦時召集の者に對して給料を支給せよ。

【理由】 諸君！ 五六十になつても尙且つ暴虐な資本家の下に牛馬の如くこき使はれてゐる者はこれを忍ばなければならぬ逆境にあるからだ、此の人々が今首になつたならば明日の生命の糧を何處に求めることが出来るか、我々は深く此事を考へなければならぬ、之れは當然資本家として將來の生活を保證するため養老金を支出すべきである。

【具體案】 勤続年限に應じ最低五百圓以上の特別手當を支給せよ。

(ホ) 下級社員待遇改善ノ件 (北部第二支部案)

【理由】 社員といふ美名(?)の下に拘束されてゐる下級社員の生活は實に悲惨である。これらの人々と雖も頭腦労働者と筋肉労働者との表面の差こそあれ無産者たる立場に於て同一である。故に我々の待遇改善と共に下級社員の待遇改善も併せて要求すべきである。わけて備員より社員となつた者は備員時代の勤続年限を打切り其後滿三年を経過しなければ退職手當は支給されない、かくる欺瞞は飽く迄も改正させなければならぬ。

【具體案】 月給八十圓以下の者に對しては毎年五圓以上の定期昇給制度を設けよ。

備員より社員となつた者の退職手當は備員時代の勤続年數を推算して支給せよ。

(ハ) 兵役ニ關スル件 (北部第一支部案)

【理由】 國家義務として兵役に服する者に對して資本家は當然給料を支給すべきである。また現役に服する者が除隊後失業することは不合理である。

【具體案】 豫備後備及び戦時召集の者に對して給料を支給せよ。

【理由】 諸君！ 五六十になつても尙且つ暴虐な資本家の下に牛馬の如くこき使はれてゐる者はこれを忍ばなければならぬ逆境にあるからだ、此の人々が今首になつたならば明日の生命の糧を何處に求めることが出来るか、我々は深く此事を考へなければならぬ、之れは當然資本家として將來の生活を保證するため養老金を支出すべきである。

【具體案】 勤続年限に應じ最低五百圓以上の特別手當を支給せよ。

(ホ) 下級社員待遇改善ノ件 (北部第二支部案)

【理由】 社員といふ美名(?)の下に拘束されてゐる下級社員の生活は實に悲惨である。これらの人々と雖も頭腦労働者と筋肉労働者との表面の差こそあれ無産者たる立場に於て同一である。故に我々の待遇改善と共に下級社員の待遇改善も併せて要求すべきである。わけて備員より社員となつた者は備員時代の勤続年限を打切り其後滿三年を経過しなければ退職手當は支給されない、かくる欺瞞は飽く迄も改正させなければならぬ。

【具體案】 月給八十圓以下の者に對しては毎年五圓以上の定期昇給制度を設けよ。

備員より社員となつた者の退職手當は備員時代の勤続年數を推算して支給せよ。

(ハ) 兵役ニ關スル件 (北部第一支部案)

【理由】 國家義務として兵役に服する者に對して資本家は當然給料を支給すべきである。また現役に服する者が除隊後失業することは不合理である。

【具體案】 豫備後備及び戦時召集の者に對して給料を支給せよ。

【理由】 諸君！ 五六十になつても尙且つ暴虐な資本家の下に牛馬の如くこき使はれてゐる者はこれを忍ばなければならぬ逆境にあるからだ、此の人々が今首になつたならば明日の生命の糧を何處に求めることが出来るか、我々は深く此事を考へなければならぬ、之れは當然資本家として將來の生活を保證するため養老金を支出すべきである。

【具體案】 勤続年限に應じ最低五百圓以上の特別手當を支給せよ。

(ホ) 下級社員待遇改善ノ件 (北部第二支部案)

【理由】 社員といふ美名(?)の下に拘束されてゐる下級社員の生活は實に悲惨である。これらの人々と雖も頭腦労働者と筋肉労働者との表面の差こそあれ無産者たる立場に於て同一である。故に我々の待遇改善と共に下級社員の待遇改善も併せて要求すべきである。わけて備員より社員となつた者は備員時代の勤続年限を打切り其後滿三年を経過しなければ退職手當は支給されない、かくる欺瞞は飽く迄も改正させなければならぬ。

【具體案】 月給八十圓以下の者に對しては毎年五圓以上の定期昇給制度を設けよ。

備員より社員となつた者の退職手當は備員時代の勤続年數を推算して支給せよ。

(ハ) 兵役ニ關スル件 (北部第一支部案)

【理由】 國家義務として兵役に服する者に對して資本家は當然給料を支給すべきである。また現役に服する者が除隊後失業することは不合理である。

【具體案】 豫備後備及び戦時召集の者に對して給料を支給せよ。

【理由】 諸君！ 五六十になつても尙且つ暴虐な資本家の下に牛馬の如くこき使はれてゐる者はこれを忍ばなければならぬ逆境にあるからだ、此の人々が今首になつたならば明日の生命の糧を何處に求めることが出来るか、我々は深く此事を考へなければならぬ、之れは當然資本家として將來の生活を保證するため養老金を支出すべきである。

【具體案】 勤続年限に應じ最低五百圓以上の特別手當を支給せよ。

(ホ) 下級社員待遇改善ノ件 (北部第二支部案)

【理由】 社員といふ美名(?)の下に拘束されてゐる下級社員の生活は實に悲惨である。これらの人々と雖も頭腦労働者と筋肉労働者との表面の差こそあれ無産者たる立場に於て同一である。故に我々の待遇改善と共に下級社員の待遇改善も併せて要求すべきである。わけて備員より社員となつた者は備員時代の勤続年限を打切り其後滿三年を経過しなければ退職手當は支給されない、かくる欺瞞は飽く迄も改正させなければならぬ。

【具體案】 月給八十圓以下の者に對しては毎年五圓以上の定期昇給制度を設けよ。

備員より社員となつた者の退職手當は備員時代の勤続年數を推算して支給せよ。

(ハ) 兵役ニ關スル件 (北部第一支部案)

【理由】 國家義務として兵役に服する者に對して資本家は當然給料を支給すべきである。また現役に服する者が除隊後失業することは不合理である。

【具體案】 豫備後備及び戦時召集の者に對して給料を支給せよ。

【理由】 諸君！ 五六十になつても尙且つ暴虐な資本家の下に牛馬の如くこき使はれてゐる者はこれを忍ばなければならぬ逆境にあるからだ、此の人々が今首になつたならば明日の生命の糧を何處に求めることが出来るか、我々は深く此事を考へなければならぬ、之れは當然資本家として將來の生活を保證するため養老金を支出すべきである。

【具體案】 勤続年限に應じ最低五百圓以上の特別手當を支給せよ。

(ホ) 下級社員待遇改善ノ件 (北部第二支部案)

【理由】 社員といふ美名(?)の下に拘束されてゐる下級社員の生活は實に悲惨である。これらの人々と雖も頭腦労働者と筋肉労働者との表面の差こそあれ無産者たる立場に於て同一である。故に我々の待遇改善と共に下級社員の待遇改善も併せて要求すべきである。わけて備員より社員となつた者は備員時代の勤続年限を打切り其後滿三年を経過しなければ退職手當は支給されない、かくる欺瞞は飽く迄も改正させなければならぬ。

【具體案】 月給八十圓以下の者に對しては毎年五圓以上の定期昇給制度を設けよ。

備員より社員となつた者の退職手當は備員時代の勤続年數を推算して支給せよ。

(ハ) 兵役ニ關スル件 (北部第一支部案)

【理由】 國家義務として兵役に服する者に對して資本家は當然給料を支給すべきである。また現役に服する者が除隊後失業することは不合理である。

【具體案】 豫備後備及び戦時召集の者に對して給料を支給せよ。

【理由】 諸君！ 五六十になつても尙且つ暴虐な資本家の下に牛馬の如くこき使はれてゐる者はこれを忍ばなければならぬ逆境にあるからだ、此の人々が今首になつたならば明日の生命の糧を何處に求めることが出来るか、我々は深く此事を考へなければならぬ、之れは當然資本家として將來の生活を保證するため養老金を支出すべきである。

【具體案】 勤続年限に應じ最低五百圓以上の特別手當を支給せよ。

(ホ) 下級社員待遇改善ノ件 (北部第二支部案)

【理由】 社員といふ美名(?)の下に拘束されてゐる下級社員の生活は實に悲惨である。これらの人々と雖も頭腦労働者と筋肉労働者との表面の差こそあれ無産者たる立場に於て同一である。故に我々の待遇改善と共に下級社員の待遇改善も併せて要求すべきである。わけて備員より社員となつた者は備員時代の勤続年限を打切り其後滿三年を経過しなければ退職手當は支給されない、かくる欺瞞は飽く迄も改正させなければならぬ。

【具體案】 月給八十圓以下の者に對しては毎年五圓以上の定期昇給制度を設けよ。

備員より社員となつた者の退職手當は備員時代の勤続年數を推算して支給せよ。

(ハ) 兵役ニ關スル件 (北部第一支部案)

【理由】 國家義務として兵役に服する者に對して資本家は當然給料を支給すべきである。また現役に服する者が除隊後失業することは不合理である。

【具體案】 豫備後備及び戦時召集の者に對して給料を支給せよ。